

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和4年3月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100042号
厚生局事案番号 : 四国(国)第2100015号

第1 結論

昭和46年*月から昭和49年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年*月から昭和49年3月まで

請求期間について、昭和46年に父が国民年金の加入手続を行い、隣組の集金人が国民年金保険料を自宅に集めに来て、A漁業協同組合に持って行っていた。結婚前は義姉が、結婚後は義母が保険料を納付してくれていたが、請求期間の保険料を納付した記録になっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「昭和46年に父が国民年金の加入手続を行い、隣組の集金人が国民年金保険料を自宅に集めに来て、結婚前は兄の妻が、結婚後は夫の母が保険料を納付してくれていた。」旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)により行われており、国民年金の加入手続が行われた場合には、手帳記号番号が払い出されるところ、i) B市は、「請求期間において、請求者に手帳記号番号を払い出した形跡は確認できない。」旨回答していること、ii) 社会保険オンラインシステムの氏名検索による調査、及び国民年金手帳記号番号払出簿(被保険者台帳管理簿)により昭和46年*月から昭和49年3月までの期間にB市において払い出された手帳記号番号を全件調査したものの、請求期間において請求者に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、iii) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の手帳記号番号の払出年月日欄には昭和49年8月16日と記載されていることが確認でき、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間直後の同年4月から同年6月までの期間の保険料が同年7月25日に納付されていることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は同年7月頃初めて行われたと考えられ、当該加入手続時点までは、請求期間は国民

年金の未加入期間であり、請求者の義姉又は義母が、請求者の請求期間に係る保険料を請求者が主張するとおりに納付することはできなかったと考えられる。

また、前述の加入手続時点（昭和 49 年 7 月頃）において、請求期間のうち、昭和 46 年*月から昭和 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができず、同年 4 月から昭和 49 年 3 月までの期間の保険料は過年度保険料となり、請求者が主張する方法では納付することができなかったと考えられる。

さらに、B 市及び同市 A 町において国民年金保険料の集計等の業務を行っていた A 漁業協同組合は、「請求者が請求期間に係る保険料を納付したことは確認できない。」旨回答している上、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする請求者の親族も既に亡くなっていることから、請求期間に係る具体的な状況が不明である。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。